

港区立芝地域包括支援センター管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と医療法人財団百葉の会（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付けで締結した「港区立芝地域包括支援センター管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第50条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

1 原協定第20条について、次のように改める。

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区 長 武 井 雅 昭 印

乙 医療法人財団 百葉の会
静岡県富士市五貫島175番地
理 事 長 湖 山 泰 成 印

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和 5 年 4 月 1 日改正

(基本的事項)

第 1 条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年港区条例第 53 号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年港区条例第 67 号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第 2 条 乙は、この協定により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。指定管理期間満了後又は取消後も同様とする。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第 3 条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を管理運営業務以外の用途に利用してはならない。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第 4 条 乙は、この協定により実施する管理運営業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ甲に通知し、承諾を得なければならない。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務について前項の規定により第三者に委託する場合は、この協定により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を委託先とし、この協定と同等の安全管理措置を義務付ける委託契約を結ばなければならない。また、乙は委託先に対して適切な監督を行い、甲の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前 2 項の規定は、委託先が乙の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第 5 条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務の範囲を越えて、個人情報
の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の
安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 乙は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生
じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知
し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって
甲に報告しなければならない。また、乙は、情報セキュリティにおいて問
題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなけ
ればならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 乙は、この協定により実施する管理運営業務が完了したとき又はこ
の協定が解除されたときは、管理運営業務に係る個人情報を速やかに甲に
返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該個人情報を甲の指示に基づき廃棄
するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の
物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とする
ために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 甲は、乙が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反
し、又は義務を怠った場合は、この協定を解除することができる。

2 前項の場合において、甲は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償
しなければならない。指定管理期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 甲は、乙がこの協定により実施する管理運営業務の処理に伴う個
人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、
必要な措置を講じていることを確認するため、乙に報告を求めることがで
きる。

2 甲は、乙に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施する
ことができる。委託先についても同様とする。

(電磁的記録媒体の保管)

第11条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を記
録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第12条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を記
録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこ

れと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。